組合規約の一部変更について

平成6年12月3日付 SCSK 健発第782号をもって、規約の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和6年12月20日

SCSK健康保険組合 理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次の とおりとする。	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次の とおりとする。
SCSK 株式会社 東京都港区	SCSK 株式会社 東京都江東区
「中略」	「中略」
SCSK Minoriソリューションズ株式会社 東京都江東区	SCSK Minoriソリューションズ株式会社 東京都江東区
「削除」	SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市
「中略」	「中略」
SCSKセキュリティ株式会社東京都江東区	SCSKセキュリティ株式会社東京都江東区
附則「中略」 この規約は、令和6年9月1日から施行する。 この規約は、令和6年10月1日から施行する。	附則「中略」 この規約は、令和6年9月1日から施行する。